

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年3月31日公布、同年4月1日ほか施行）

【改正の概要】

1 法人県民税 ※平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用

- 法人税割の一部の地方交付税原資化（標準税率の引下げ）に伴う税率の引下げ

$\frac{4.0\%}{[本則3.2\%+超過0.8\%]} \quad \longrightarrow \quad \frac{1.8\%}{[本則1.0\%+超過0.8\%]}$

※中小法人（資本金又は出資金の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であるもの）については、超過課税分を控除する。

2 法人事業税 ※平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用

- 地方法人特別税の廃止に伴い税率の特例を廃止（法人事業税への復元）

【資本金又は出資金の額が1億円超の普通法人の所得割の税率】

所得のうち年400万円以下の金額	0.3%	→	1.9%	
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.5%	→	2.7%	
所得のうち年800万円を超える金額	0.7%	→	3.6%	等

3 車体課税

- 自動車取得税の廃止及び自動車税の「環境性能割」の創設

自動車取得税（取得価額の3%）を廃止し、自動車税に環境性能割を創設

- ・ 税率は、燃費基準値達成度等に応じ、取得価額の1～3%（自動車の取得時に納付）
- ※営業車の税率は、当分の間、0.5～2%

- 自動車税（種別割）のグリーン化特例の見直し及び延長

基準を切り替え、重点化を行った上で1年間延長
(軽課)

税率	対象車	→	税率	対象車
約75%軽減	電気自動車等	→	約75%軽減	電気自動車等
	H27燃費基準+20%達成 (H32燃費基準達成)			H32燃費基準+10%達成
約50%軽減	H27燃費基準+10%達成		約50%軽減	H27燃費基準+20%達成

(重課)

登録車のうち、新車新規登録から11年を超えているディーゼル車、13年を超えているガソリン車（又はLPG車）への自動車税の重課（15%）措置は、1年間延長

- その他規定整備（自動車取得税の廃止に伴う改正）

- ・ 愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例
- ・ 愛媛県資源循環促進税条例
- ・ 愛媛県核燃料税条例

施行日	平成29年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】